

高知県公報

発行

高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号

発行日

毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	
訓令	ページ
◎長浜種崎間渡船運航管理規程を廃止する訓令	1
告示	
○介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(長寿社会課) 2
○介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の事業の廃止の届出	(") 2
○介護保険法による介護老人保健施設の事業の廃止の届出	(") 3
○ふ化業者の登録	(畜産振興課) 3
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出	(漁業管理課) 3
○道路の区域変更	(道 路 課) 3
高知県公安委員会規則	
◎高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	4
高知県公安委員会告示	
○銃砲刀剣類所持等取締法の規定による診断を行う医師の指定	9
○銃砲刀剣類所持等取締法に基づき委嘱した猟銃安全指導委員の辞職の承認	10
高知県人事委員会告示	
◎給料表別級別職務区分表の一部改正	10

訓 令

高知県訓令第11号

土 木 部
高知土木事務所

長浜種崎間渡船運航管理規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和7年7月1日

高知県知事 濱田 省司

長浜種崎間渡船運航管理規程を廃止する訓令

長浜種崎間渡船運航管理規程（昭和54年4月高知県訓令第7号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和7年7月1日から施行する。

告 示

高知県告示第464号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の規定による指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

令和7年7月1日

高知県知事 濱田 省司

介護保険事業所番号	申請者の名称	申請者の主たる事務所の所在地	指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類
3971100403	一般社団法人高知在宅ケア支援センター	高知市百石町四丁目22番10号	令和6年10月1日	高知中央東訪問看護ステーション	香南市野市町西野1008－8 プレステージ201号室	訪問看護 介護予防 訪問看護
3972400935	株式会社 いろは	吾川郡いの町波川664－1	令和6年11月1日	ヘルパーステーションいと	吾川郡いの町波川1913－2	訪問介護
3972400943	株式会社 Smart Alliance	吾川郡いの町加田432	令和7年1月6日	訪問介護ステーション『スマート』	吾川郡いの町加田432	訪問介護
3970400838	社会福祉法人和香会	南国市稲生1303－1	令和7年2月1日	白山荘デイサービスセンター	南国市稲生1306－1	通所介護
3960290041	株式会社 ゆうあい	室戸市領家349番地2	令和7年3月1日	訪問看護ステーションおくのさと	室戸市元甲1706番地	訪問看護 介護予防 訪問看護
3971200344	株式会社 らいさす	南国市大埴甲1793－55	〃	こじやりハみらい	香美市土佐山田町東本町四丁目1番地45号 クラウドハウス1階	通所介護

高知県告示第465号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和7年7月1日

高知県知事 濱田 省司

介護保険事業所番号	届出者の名称	届出者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類
3970500587	医療法人 みずほ会	須崎市多ノ郷5748－1	令和6年10月31日	デイサービスケアビレッジとさ	土佐市蓮池1231－2	通所介護
3972400836	株式会社 リバフル	高知市朝倉本町一丁目12－28－6	令和6年11月30日	ヘルパーステーションささえ	吾川郡いの町3673番地	訪問介護
3971200195	社会福祉法人日ノ御子会	香美市物部町大栃字宮ノナロ89番1	令和6年12月1日	短期入所生活介護事業所にろうごう	香美市物部町大栃字宮ノナロ89番1	短期入所生活介護 介護予防 短期入所生活介護
3972000438	医療法人 臼井会	安芸郡田野町一円1414－1	令和6年12月31日	ホームヘルパーステーションたの	安芸郡田野町一円636－1	訪問介護
3970200170	社会福祉法人ふるさと自然村	南国市岡豊町常通寺島335番地3	令和7年2月28日	ヘルパーステーションさんさん	室戸市領家270－1	訪問介護
3972501393	株式会社 ウェルハートカンパニー	高岡郡佐川町甲1128番地18	〃	レクト高知	高岡郡佐川町甲1128番地18	福祉用具貸与 介護予防 福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売

39703 00210	社会福祉 法人香南 会	香南市赤岡町 1160番地1	令和7年3 月31日	デイサー ビスセン ターアザ レア	安芸市川北甲 3637番地	通所介護
----------------	-------------------	-------------------	---------------	----------------------------	------------------	------

高知県告示第466号

介護保険法（平成9年法律第123号）第99条第2項の規定により、介護老人保健施設の事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和7年7月1日

高知県知事 濱田 省司

介護保険事業所番号	届出者の名称	届出者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	施設の名称	施設の所在地	サービスの種類
39521 80010	医療法人 土佐楠目 会	香美市土佐山田 町百石町一丁目 12番1号	令和7年3 月31日	介護老人 保健施設 とさやま だファミ リア	香美市土佐山田 町548	介護老人 保健施設

高知県告示第467号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定に基づきふ化業者の登録をしたので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和7年7月1日

高知県知事 濱田 省司

- 登録番号
2025－001号
- 登録年月日
令和7年7月1日
- 名称及び住所
高知県土佐ジロー協会
高知市若松町1－7
- ふ化場の名称及び所在地
土佐ジロー円行寺孵卵施設
高知市円行寺1773－123

高知県告示第468号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和7年7月1日

高知県知事 濱田 省司

- 届出事項
 - 発起人の住所及び氏名
幡多郡大月町 中 野 正 夫
〃 大 黒 直 喜
〃 中 野 光 生
 - 加入区の名称
橘浦加入区
 - 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
橘浦漁業協同組合
- 指定漁船調書の縦覧
 - 縦覧期間
令和7年7月1日から同月15日まで
 - 縦覧場所
橘浦漁業協同組合

高知県告示第469号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和7年7月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年7月1日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 弘岡下種崎
3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市御畳瀬字ワラ ウガ浦428番から 高知市御畳瀬字ワラ ウガ462番地先まで 龍馬（汽船・船舶番 号132097）	前	2.0 ｝ 9.0	56
高知市御畳瀬字ワラ ウガ浦428番から 高知市御畳瀬字ワラ ウガ462番地先まで 浦戸（汽船・船舶番 号280-47017）	後	2.0 ｝ 8.0	56

公 安 委 員 会 規 則

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月1日

高知県公安委員会委員長 前田 みか

高知県公安委員会規則第11号

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

高知県道路交通法施行細則（昭和35年高知県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「別表第1の1の項(16)の別記様式第3号」を「別記様式第1号」に、「同表の12及び13の項(4)及び(5)の別記様式第4号」を「別記様式第2号」に、「別記様式第1号又は別記様式第2号」を「別記様式第3号」に、「当該交付を受けようとする者の住所を管轄する署長（当該交付を受けようとする者が県外にその住所を有する者である場合にあっては、県内の最寄りの警察署の署長）」を「通行禁止除外指定車標章にあっては当該除外の指定を受けようとする区域又は道路の区間を管轄する署長を、駐車禁止除外指定車標章にあっては署長」に改め、同項第1号ア中「自動車検査証」を「自動車検査証又は自動車検査証記録事項が記載された書面」に改め、同号イ中「車両が別表第1の1の項(16)に掲げる車両又は報道機関が緊急取材のために使用

する車両であること」を「車両の用務」に改め、同号ウを削り、同項第2号ア及びイを次のように改める。

ア 駐車禁止除外指定車標章の交付を受けようとする者の障害の程度を証明する書面

イ 駐車禁止除外指定車標章の交付を受けようとする者が本人であることを確認するに足りる書面

第4条第2項第2号ウを削り、同条第5項中「受けた者は」を「受けた者（以下この条において「通行禁止除外指定車標章等の交付を受けた者」という。）は」に改め、同項第3号中「当該交付を受けた者」を「当該通行禁止除外指定車標章等の交付を受けた者」に改め、同条第7項中「通行禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章の交付を受けた者」を「通行禁止除外指定車標章等の交付を受けた者」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項中「通行禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章の交付を受けた者が前項」を「通行禁止除外指定車標章等の交付を受けた者が第5項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項の次に次の2項を加える。

6 通行禁止除外指定車標章等の交付を受けた者は、当該通行禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、別記様式第4号の再交付申請書により、署長を経由して公安委員会に当該通行禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章の再交付を申請することができる。

7 通行禁止除外指定車標章等の交付を受けた者は、当該通行禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章の記載事項に変更を生じたときは、別記様式第4号の2の記載事項変更届に当該記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、署長を経由して速やかに公安委員会に届け出なければならない。

第6条第1項第4号中「およそ不可能」を「困難である」に改め、同号ア中「又は」を「若しくは」に、「積卸しで」を「積卸し又は身体障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために」に改め、同条第2項第5号中「およそ不可能」を「困難である」に改め、同号ア中「又は」を「若しくは」に、「積卸しで」を「積卸し又は身体障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために」に改め、同条第3項中「、次に掲げるところにより」を削り、「駐車許可申請書」を「駐車許可申請書（以下この条において「駐車許可申請書」という。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、人の生命又は身体に係る緊急やむを得ない理由による申請の場合は、この限りでない。

第6条第3項各号を削り、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「駐車許可証」を「駐車許可証（以下この条において「駐車許可証」という。）」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「前項の」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、定例的な申請である場合等署長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を省略することができる。

第6条第4項各号を次のように改める。

(1) 当該申請に係る場所及びその周辺の見取図（建物又は施設の名称等を判別することができるもので、当該申請に係る場所に印を付したもの）

(2) 当該申請に係る車両の自動車検査証又は自動車検査証記録事項が記載された書面

(3) 当該申請に係る車両に係る用務を疎明する書面

第6条第4項を同条第5項とし、同項の前に次の1項を加える。

4 第1項又は第2項の許可を受けようとする場合において、駐車をしようとする場所が県内の複数の警察署の管轄区域にまたがるときは、前項本文の規定にかかわらず、駐車許可申請書を駐車をしようとする場所を管轄するいずれか一の署長に提出すれば足りる。

第6条に次の4項を加える。

9 駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、別記様式第6号の2の再交付申請書により、署長に駐車許可証の再交付を申請することができる。

10 駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証の記載事項に変更を生じたときは、別記様式第6号の3の記載事項変更届に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、速やかに署長に届け出なければならない。

11 署長は、駐車許可証の交付を受けた者が第6項の規定に基づき許可に付した条件に違反したとき又は特別の事情が生じたと認めるときは、その許可を取り消すことができる。

12 駐車許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該駐車許可証（第3号に掲げる場合にあっては、発見し、又は回復した当該駐車許可証）を廃棄しなければならない。

(1) 駐車許可の期間が満了したとき。

(2) 駐車許可証の交付を受けた理由がなくなったとき。

(3) 駐車許可証の再交付を受けた後において、当該亡失した駐車許可証を発見し、又は回復したとき。

(4) 第1項又は第2項の許可を取り消されたとき。

別表第1の1の項(16)中「別記様式第3号」を「別記様式第1号」に改め、クをケとし、キをクとし、カをキとし、オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 保健師、看護師若しくは准看護師が医師の指示を受け、緊急やむを得ない理由により居宅等を訪問するために使用中の車両又は助産師が緊急やむを得ない理由により居宅等を訪問するために使用中の車両

別表第1の12及び13の項(4)及び(5)中「別記様式第4号」を

「別記様式第2号」に改め、同表の付表備考中「別記様式第4号」を「別記様式第2号」に改める。

別記様式第1号及び別記様式第2号を削り、別記様式第3号を別記様式第1号とし、別記様式第4号を別記様式第2号とし、同様式の次に次の3様式を加える。

様式第3号（第4条関係）

除外標章交付申請書	
年 月 日	
公安委員会 殿	
住所（所在地）	
ふ り が な	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 その他の連絡先	
標 章 の 名 称	
番 号 標 に 表 示 されている番号	
除外を受けよう と する 期 間	
除外を受けよう と する 区 間	
除外を受けよう と する 理 由	☐ 以下の公安委員会が定める業務に使用する ☐ 以下の公安委員会が定める障害を持つ者が乗車する
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第4号（第4条関係）

除外標章再交付申請書	
年 月 日	
公安委員会 殿	
住 所（所在地）	
ふ り が な	
氏 名（名 称）	
電 話 番 号 その他の連絡先	
標 章 の 名 称	
標 章 番 号	
標章交付年月日	
再交付申請の理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第4号の2（第4条関係）

除外標章記載事項変更届	
年 月 日	
公安委員会 殿	
住 所（所在地）	
ふ り が な	
氏 名（名 称）	
電 話 番 号 その他の連絡先	
標 章 の 名 称	
標 章 番 号	
標章交付年月日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第6号を次のように改める。

様式第6号（第6条関係）

駐車許可申請書	
年 月 日	
警察署長 殿	
住 所（所在地）	
申請者 氏 名（名称）	
電話	
番 号 標 に 表 示 されている 番 号	
許可を受けようと す る 日 時 期 間	
許可を受けようと す る 場 所	
許可を受けようと す る 理 由	

第 号

駐 車 許 可 証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条 件	
-----	--

年 月 日

警 察 署 長 印

- 備考 1 申請者は太枠内を記入すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第6号の次に次の2様式を加える。

様式第6号の2（第6条関係）

駐車許可証再交付申請書	
年 月 日	
警察署長 殿	
住所（所在地）	
氏 名（名 称）	
電 話 番 号 その他の連絡先	
許 可 証 番 号	
許可証交付年月日	
再交付申請の理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第6号の3（第6条関係）

駐車許可証記載事項変更届	
年 月 日	
警察署長 殿	
住 所 （所在地）	
氏 名 （名 称）	
電 話 番 号 その他の連絡先	
許 可 証 番 号	
許可証交付年月日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の高知県道路交通法施行細則（次項において「旧規則」という。）第6条第6項の規定により交付を受けた別記様式第6号の駐車許可証は、当該駐車許可証に記載されている駐車の期間に限り、この規則による改正後の高知県道路交通法施行細則（次項において「新規則」という。）第6条第7項の規定により交付された別記様式第6号の駐車許可証とみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づき提出されている申請書その他の書類は、新規則の規定に基づき提出された申請書その他の書類とみなす。

公 安 委 員 会 告 示

高知県公安委員会告示第15号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第4条の3第2項及び第12条の3並びに高知県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成21年高知県公安委員会規則第9号）第4条第1項及び第2項の規定により、法第4条の3第2項及び第12条の3の規定に基づく診断を行う医師を次のとおり指定した。

令和7年7月1日

高知県公安委員会委員長 前田 みか

1 法第4条の3第2項の規定に基づく診断及び法第12条の3の規定に基づく診断のうち介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者の診断を行う医師

氏名	病院名	所在地	指定年月日
数井 裕光	国立大学法人 高知大学医学 部附属病院	南国市岡豊町小 蓮185番地1	令和7年7月 1日

2 法第12条の3の規定に基づく診断のうち銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第11条第1号、第2号若しくは第4号に掲げる病気にかかっている者又は法第5条第1項第4号若しくは第5号に掲げる者の診断を行う医師

氏名	病院名	所在地	指定年月日
赤松 正規	国立大学法人 高知大学医学	南国市岡豊町小 蓮185番地1	令和7年7月 1日

	部附属病院		
--	-------	--	--

高知県公安委員会告示第16号

高知県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成21年高知県公安委員会規則第9号）第5条第4項の規定により、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第28条の2第1項の規定に基づき委嘱した次の猟銃安全指導委員の辞職を承認する。

令和7年7月1日

高知県公安委員会委員長 前田 みか

氏名	活動区域
佐賀野智也	高知東地区（高知県警察の設置及び定員に関する条例（昭和29年高知県条例第14号）別表に規定する高知県高知東警察署の管轄区域をいう。）

人事委員会告示

高知県人事委員会告示第4号

給料表別級別職務区分表（昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和7年7月1日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

別表第1の7級の知事部局の項中「港湾振興監」を削り、同表の8級の知事部局の項中「地域産業振興監」を「地域産業振興監 港湾振興監」に改める。